

【1986年1月27日】老人保健施設に対する見解

日本医師会

老人保健施設に対する見解

日本医師会

昭和61年1月27日

いわゆる中間施設については、昨年8月に中間施設に関する懇談会がきわめて概念的な内容の中間報告を提出して以来、何らより具体的な検討もなされないままに、このたび1月20日の老人保健審議会に老人保健法を改正して「老人保健施設」を創設する案が諮問された。

かつて上述の中間報告について、この報告が大幅なフリーハンドを官僚にあたえ、その都合のよい部分だけが「つまみ喰い」的に採用される恐れのあることを我々は危惧したが、果たせるかなこの「老人保健施設」案は、当面の老人入院医療費を抑制する企図に基づくものであって、中間施設構想のめざしている医療・保健・福祉を総合した要介護老人のための施設として国民的合意に立ったものとは到底評価し難い。

われわれは「老人保健施設」案について、少なくとも次に述べる諸点を指摘するとともに、このような拙速を排し、真に高齢化社会に対応しうるための施設として、もっと幅広い慎重な検討が必要であることを強く訴える。

1. 老人保健施設が医学的な管理のもとにサービスを行うものである以上、管理者は必ず医師でなければならない。
2. 1の理由の他、衛生上の規制、医療計画におけるベッド数の算定などすべて医療法の規定とすべきである。
3. 老人保健施設療養費は医療費である以上、医療行為に関する報酬は現行の出来高払い方式によって算定するものとし、中医協において審議すべきである。
4. 老人保健施設は地域医療システムの一環として、地域における他の医療施設との関連を明確にする必要がある。
5. 国民社会に対して老人病院・老人保健施設・特別養護老人ホームのそれぞれの機能の区別が明確に理解されるものでなくてはならず、それにもとづいて老人及びその家族が自ら進んで施設利用を希望するものでなくてはならない。